

母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）に基づく
産後ケア事業を行う施設の用途規制上の取扱いに係る QA
（令和 2 年 8 月 5 日時点）

No.	問	答
1	<p>○短期入所（ショートステイ）型 産後ケアを必要とする出産後一年を経過しない女子及び乳児を短期間入所させ、産後ケアを行う施設は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 48 条に基づく用途規制（以下単に「用途規制」という。）の適用にあたって、どのように取扱うべきか。 （母子保健法第 17 条の 2 第 1 項第 1 号関係）</p>	<p>病院において産後ケアを行う場合は「病院」、診療所又は助産所において行う場合は「診療所」、これら以外の施設において行う場合は「老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの」として取り扱って差し支えない。なお、いずれの施設で産後ケアを行う場合であっても、厚生労働省より発出された「「母子保健法の一部を改正する法律」の施行について（通知）」（子発 0805 第 3 号令和 2 年 8 月 5 日）のとおり、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項に規定する旅館業の適用外であることから、「ホテル又は旅館」に該当しないことに留意すること。</p>
2	<p>○通所（デイサービス）型 産後ケアを必要とする出産後一年を経過しない女子及び乳児を通わせ、産後ケアを行う施設は、用途規制の適用にあたって、どのように取扱うべきか。 （母子保健法第 17 条の 2 第 1 項第 2 号関係）</p>	<p>病院、診療所又は助産所において産後ケアを行う場合は、それぞれ上記（短期入所（ショートステイ）型）と同様の取扱いとし、これら以外の施設で行う場合は「老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの」として取り扱って差し支えない。</p>
3	<p>○居宅訪問（アウトリーチ）型 産後ケアを必要とする出産後一年を経過しない女子及び乳児の居宅を訪問し、産後ケアを行う事業の事業所は、用途規制の適用にあたって、どのように取扱うべきか。 （母子保健法第 17 条の 2 第 1 項第 3 号関係）</p>	<p>「老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの」として取り扱って差し支えない。</p>